

政策広報

関東地方整備局

第98号

関東の窓

◆目次◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 国道468号 圏央道 相模原愛川IC～高尾山ICの開通1ヶ月後の整備効果について
- 2 甲州夢街道の歴史にふれながら甲州路のウォーキングを行います
- 3 国道20号下高井戸駅入口交差点の交通事故対策工事
- 4 「遊ぼう！学ぼう！たろうえもん(秋)」参加者募集

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について（閣議決定）
- 2 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について
- 3 リート等による高齢者向け住宅等の取得等に関するモデル事業について
- 4 全日本中学生水の作文コンクール優秀賞受賞者による一日事務所長体験の実施について

◆◆地域の動き◆◆

立体道路制度を活用した東京都施行による「環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業」について

—東京都 都市整備局 市街地整備部 再開発課—

☆—☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。

どしどしお寄せ下さい。

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。

e-mail:kantomado@ktr.mlit.go.jp

事務局 国土交通省関東地方整備局					
総務部	総務企画官	小林	毅	TEL:048-600-1324	FAX:048-600-1369
企画部	企画課建設専門官	今津	洋	TEL:048-600-1329	FAX:048-600-1372

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 国道468号 圏央道 相模原愛川IC～高尾山ICの開通1ヶ月後の整備効果について

相武国道事務所

国道468号 圏央道 相模原愛川IC～高尾山ICの開通1ヶ月後の整備効果についてお知らせします。

平成26年6月28日に圏央道により東名と中央、関越道がつながりました。

《交通：都心経由から圏央道経由への転換》

- 東名←→関越間で都心を経由する交通が約9割から約3割に大幅に減少。
- 大型車の多くは圏央道を利用。

《物流：品質の確保や災害時の安定運送に寄与》

- 規格の高い圏央道の利用は、製品の品質確保にも寄与。
- 中央道と東名の多重性(リダンダンシー)の強化により、災害時の安定運送が可能になるとの声。

《観光：観光・レジャー施設の入込は好調》

- 圏央道がつながることにより、観光地では他地域からの来客の増加を実感しているとの声。
- 開通後、バスツアー(静岡県内～富岡製糸場～川越)が新設されると満席に。

(参考)圏央道(相模原愛川IC～高尾山IC)を約34,000台が利用

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000135.html

2. 甲州夢街道の歴史にふれながら甲州路のウォーキングを行います

甲州夢街道(八王子・相模湖・藤野エリア)事務局

相武国道事務所

～「甲州夢街道ウォーク」の参加者募集中～

【日時】平成 26 年 10 月 19 日(日)10:00 スタート

【コース】藤野総合事務所～藤野ふる里まつり会場(約 11.5 キロメートル)

【申込期間】平成 26 年 8 月 1 日(金)～平成 26 年 10 月 8 日(水)

※詳細については、本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

[本文資料\(PDF\)](#)  [299 KB]

「甲州夢街道ウォーク」は、ウォーキングを通じて八王子・相模湖・藤野エリアの、甲州街道の歴史や自然にふれていただくことで、甲州街道の魅力を皆様に知っていただくことを目的とし、平成 13 年(2001 年)より開催しているイベントです。これまでに約 8,800 名の方に御参加いただいております、今年で 13 回目を迎えることとなりました。

<参考>

甲州夢街道(八王子・相模湖・藤野エリア)では、新宿～信州諏訪に至る甲州街道のうち、東京都西部の八王子市から神奈川県相模原市(旧相模湖町・旧藤野町エリア)にまたがるエリアで、「日本風景街道(シーニック・バイウェイ・ジャパン)」のルートの一つとして、八王子・相模湖・藤野のもつ豊かな自然環境、豊富な観光資源、首都東京に隣接する地勢を活かし、甲州街道(国道 20 号)を幹として各地域が連携しながら、地域づくりを進めています。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000136.html

3. 国道 20 号下高井戸駅入口交差点の交通事故対策工事

東京国道事務所

8 月 25 日(月)より工事着手

京王線下高井戸駅近くに位置する国道 20 号下高井戸駅入口交差点では、停止線付近における車両どうしの追突事故、横断歩道上での右折車と歩行者・自転車との接触事故、U ターン車両に関連する追突及び接触事故等が最近 4 年間で 47 件発生しています。

当該交差点を含む世田谷区松原三丁目～杉並区下高井戸一丁目区間は、東京特別区(23 区)の国道 20 号の中で事故発生件数のワースト 5 位となっています。

このため、国土交通省東京国道事務所は、停止線付近における車両どうしの追突事故防止対策のために速度抑制を促す減速路面標示等の設置、横断歩道上での右折車と歩行者・自転車との接触事故防止対策のために右折導流標示の改良、U ターン車両に関連する追突及び接触事故防止対策のために U ターン車両の滞留スペースの確保等の工事を行います。

対策箇所：国道 20 号 下高井戸駅入口交差点

対策内容：減速路面標示、右折導流標示の改良、U ターン車両の滞留スペースの確保等

工事期間：平成 26 年 8 月 25 日(月)から

平成 26 年 9 月 30 日(火)まで

工事時間：21 時 00 分～6 時 00 分(夜間)

※区画線等一部の工事は 8 時 00 分～17 時 00 分(昼間)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000167.html

4. 「遊ぼう！学ぼう！たろうえもん(秋)」参加者募集

荒川上流河川事務所

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、平成 15 年度より、国土交通省・地元自治体・NPO・地元住民が一体となって自然再生地でいろんな活動や取り組みをしています。

4 回目となる今回のイベントでは、植物・昆虫類・魚類の観察会を行ない自然再生事業について体験でき、どなたでも参加できるイベントとなっております。

日時：平成 26 年 10 月 4 日(土) 10 時から 15 時まで(小雨決行)

(荒天延期日 平成 26 年 10 月 11 日(土))

場所：荒川太郎右衛門自然再生地

参加費：20 円(保険代)

ホームページアドレス：http://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo_index025.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/araajo_00000092.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について（閣議決定）

標記政令が8月15日閣議決定されましたのでお知らせします。

1.背景

地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を5分の4の多数決により行うことを可能とする制度を創設するマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号。以下「改正法」という。）が6月25日に公布されたところである。

改正法は、公布の日から6月を超えない範囲内において施行することとされているため、施行期日及び改正法において創設するマンション敷地売却事業及び耐震性不足マンションの建替えに係る容積率の緩和特例に関する政令事項の整備を行うとともに、マンション敷地売却事業の創設に伴う独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）の改正等を行う必要がある。

2.概要

(1)マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正

[1]容積率の特例が適用される除却する必要のあるマンションの敷地面積の規模を定める。

[2]マンション敷地売却組合の役員等の解任請求に係る手続等を定める。

[3]売却マンションを占有している者がマンション敷地売却事業により通常受ける損失の額等について定める。

(2)宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正

広告の開始時期を制限する許可等の処分及び建物の売買等の際に説明が義務付けられる重要事項に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加する。

(3)独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

マンション敷地売却事業を経て新たに建設されるマンションの建設資金等について、独立行政法人住宅金融支援機構による融資の対象とする。

(4)その他所要の改正を行う。

3.スケジュール

公布：平成26年8月20日（水）

施行：平成26年12月24日（水）

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[【施行期日政令】要綱](#) (PDF形式) 

[【施行期日政令】本文・理由](#) (PDF形式) 

[【施行期日政令】参照条文](#) (PDF 形式) 

[【施行期日政令】法律要綱](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】要綱](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】本文・理由](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】新旧](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000119.html

2. 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画が8月15日閣議決定、国土交通大臣決定されました。

1. 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更

1-1. 新規事業の追加

(1) 群馬用水緊急改築事業

この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道用水の供給を行う群馬用水施設のうち榛名幹線について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものである。

(2) 利根導水路大規模地震対策事業

この事業は、群馬県南東部及び埼玉県東部の農地に対して必要な農業用水並びに群馬県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水の供給等を行う利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路について、大規模地震に対する耐震性を確保するために、同施設の緊急的な改築を行うものである。

(3) 房総導水路施設緊急改築事業

この事業は、千葉県の水道用水及び工業用水を供給する房総導水路施設について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するとともに、大規模地震に対する耐震性を確保するために、同施設の緊急的な改築を行うものである。

1-2. 予定工期の変更

(1) ハツ場ダム建設事業:「平成 27 年度まで」を「平成 31 年度まで」に変更する。

(2) 北総中央用水土地改良事業:「平成 25 年度まで」を「平成 28 年度まで」に変更する。

2. 閣議決定、国土交通大臣決定日
平成26年8月15日(金)

添付資料

[【参考資料】新旧対照表](#) (PDF形式:110KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000055.html

3. リート等による高齢者向け住宅等の取得等に関するモデル事業について.

高齢化の進展に伴い、ヘルスケア施設の供給の拡大等が求められる中、ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備として、「リート等による高齢者向け住宅等の取得等に関するモデル事業」の実施事業者を募集致します。

○ 「リート等による高齢者向け住宅等の取得等に関するモデル事業」とは
リートとオペレータ間の賃貸借契約書のひな形、デューディリジェンス項目の標準型等、平成26年6月27日に公表致しました「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」に記載された項目を実践したモデル事業の結果(標準化した作成書類等)を取りまとめ、公表することにより、今後、ヘルスケアリートを取得しようとするリートの資産運用会社、ヘルスケア施設のオペレータ及び利用者等、ヘルスケアリートの関係者がヘルスケアリートの仕組みを理解し、ヘルスケアリートの一層の普及を図るものです。

○ 募集期間
平成26年8月15日(金)～9月12日(金)

○ 応募要領、応募申請書等
本事業の事務局業務全般については、国土交通省より委託を受け、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー(株)が行います。応募要領等は同社ホームページに掲載しております。具体的な事業内容については、下記のページをご参照ください。

[応募要領](#) (デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー(株)のページとなります。)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo05_hh_000041.html

4. 全日本中学生水の作文コンクール優秀賞受賞者による一日事務所長体験の実施 について

本年の「第36回全日本中学生水の作文コンクール」において、優秀賞以上の賞を受賞された方々の中で、一日事務所長を希望された方々が、次のとおり各事務所等において一日所長体験をされることとなりましたのでお知らせします。なお表彰式は本年8月1日に実施済み。

農林水産大臣賞(優秀賞)

受賞者名 宮古島市立北中学校 大濱愛里さん
実施予定日 平成26年8月25日(月)
実施事務所 内閣府沖縄総合事務局 宮古伊良部農業水利事業所

水の週間実行委員会会長賞(優秀賞)

受賞者名 山梨大学教育人間科学部附属中学校 小平守莉くん
実施予定日 平成26年8月21日(木)
実施事務所 国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所

独立行政法人水資源機構理事長賞(優秀賞)

受賞者名 東京学芸大学附属国際中等教育学校 山崎蒼空さん
実施予定日 平成26年8月27日(水)
実施事務所 (独)水資源機構 荒川ダム総合管理所

全日本中学校長会会長賞(優秀賞)

受賞者名 大田市立北三瓶中学校 森山愛さん
実施予定日 平成26年8月19日(火)
実施事務所 国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所

全日本中学生水の作文コンクール中央審査会特別賞(優秀賞)

受賞者名 東京中華学校 潘 庸晶さん
実施予定日 平成26年8月27日(水)
実施事務所 (独)水資源機構 荒川ダム総合管理所

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000078.html

◆◆地域の動き◆◆

立体道路制度を活用した東京都施行による「環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業」について

東京都 都市整備局 市街地整備部 再開発課

はじめに

東京都が環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業により整備を行った再開発ビル（虎ノ門ヒルズ）が環状第二号線新橋・虎ノ門間の開通に引き続き、本年5月末に完成いたしました。

本稿では本事業の概要と立体道路制度を活用し、道路と一体的に整備を行った本地区最大の再開発ビル（虎ノ門ヒルズ）の特徴を紹介いたします。

事業化の経緯

環状第二号線は、1946年に戦災復興による都市計画決定を行った都心部の重要な環状道路で、新橋・神田佐久間町間を結ぶものです。そのうち虎ノ門・神田佐久間町間は「外堀通り」として供用しています。

残りの新橋・虎ノ門間は、都心部にあるため膨大な用地費を要することや、多くの住民が現地残留を希望していたことなどから、長年にわたり事業化に至りませんでした。

しかし、1989年に建物と道路の一体的整備を可能とする立体道路制度が創設され、道路区域内の権利者も地域での生活や営業を継続しながら道路整備とまちづくりが可能となったことから、地元の機運は事業推進へと転換しました。そこで、立体道路制度を活用した東京都施行市街地再開発事業として、2002年に事業計画を決定しました。



(図1 環状第二号線の概要)

事業の概要

当地区の再開発事業は施行面積約8.0ヘクタールで、幅員40m、延長約1.35kmの環状第二号線を整備するとともに、3つの街区で再開発ビルを建設する計画です。

環状第二号線は、外堀通りから虎ノ門街区までの間は平面構造とし、立体道路制度を活用する虎ノ門街区から本線は地下に潜る構造です。本線が地下化されることにより創出される、愛宕通りから第一京浜までの間の地上部道路は、沿道サービス機能だけでなく、緑豊かでゆとりある歩道空間を備えた道路として整備していく予定です。



(図2 - 環状第二号線新橋・虎ノ門地区全体計画図)

立体道路制度を活用した虎ノ門街区

本年5月末に完成した虎ノ門街区は、本事業の最大の特徴でもある立体道路制度を活用して整備を行った街区であり、約1.7ヘクタールの敷地に、環状第二号線の整備とあわせて地域のシンボルとなる地上52階、地下5階建ての超高層の再開発ビル(虎ノ門ヒルズ)を建設しています。

立体道路制度は土地利用の合理化を図るための取り組みのひとつで、道路の区域を立体的に定め、道路施設として必要な空間以外の空間利用を自由にするすることで、道路上下に建築物を建設できるものです。

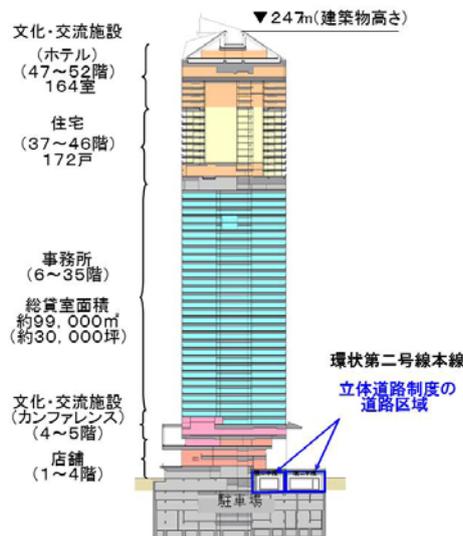
環状第二号線の本線は、虎ノ門街区の北西部より地下に潜り込み、平面的には本街区を斜めに横断します。再開発ビルの地下1階部分に環状第二号線のボックスカルバートを抱え込む形状で、再開発ビルが環状第二号線の荷重を支持する道路一体建物となっています。

本再開発ビルは、事務所を中心に、店舗、住宅、ホテル・カンファレンスなども配置し、国際交流や観光都市の推進に貢献する施設となることが期待されています。また、この再開発ビルの建設にあたっては、2009年9月に特定建築者を森ビル㈱に決定し、民間事業者のノウハウを活用しています。

東京都としては、環状第二号線の整備とあいまって、虎ノ門街区が核となり、虎ノ門周辺地域が国際交流・ビジネス拠点として発展していくことを期待しています。



(図3 - 虎ノ門街区(桜田通り側))



(図4 - 虎ノ門街区の断面図(南北断面))